

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立図書館の入館の制限	
根拠条例等・条項	堺市立図書館管理運営規則 第5条及び第6条	
所 管 課	中央図書館	総務課
処分基準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない </div> <p>堺市立図書館管理運営規則第5条各号の規定に該当する者に対して、又は第6条各号の順守事項に違反したときに処分する。</p> <p>堺市立図書館管理運営規則第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>（1） 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者</p> <p>（2） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める者</p> <p>（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認める者</p> <p>（4） 前3号に掲げる者のほか、図書館の管理上支障があると認める者</p> <p>堺市立図書館管理運営規則第6条 入館者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。</p> <p>（1） 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。</p> <p>（2） 所定の場所以外に出入りしないこと。</p> <p>（3） 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。</p> <p>（4） 館内を不潔にしないこと。</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	